

白鷺たんぽぽ広場用地の返還について

1 返還の理由

白鷺たんぽぽ広場は、土地所有者から用地を無償で借り受け、幼児・児童の遊び場として設置したものである。

このたび、土地所有者から土地の返還を求める申し出があったため、令和2年6月30日をもって返還する。

2 白鷺たんぽぽ広場の概要

- (1) 施設名称 白鷺たんぽぽ広場
- (2) 所在地 中野区白鷺二丁目13番
- (3) 設置年月 昭和53年2月
- (4) 規模 284㎡
- (5) 遊具等の設置状況

ベンチ	滑り台	鉄棒	雲梯
2脚	1台	1台(2連)	1台

3 返還に係る今後の対応

本年度の白鷺たんぽぽ広場の利用は、令和2年2月28日までとする。
その後、区が原状復旧工事を行い、令和2年6月30日までに土地所有者に返還する。

4 今後のスケジュール

- (1) 区民への情報提供(区報、HP等) 令和2年1月下旬
- (2) 利用終了 令和2年2月28日
- (3) 原状復旧工事 令和2年3月～6月